

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和3年4月8日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和3年2月)

名称	ザグザグ恵美酒店			
所在地	姫路市大津区恵美酒町二丁目 112 番 ほか			
設置者	株式会社ザグザグ			
施設の用途（業態）	物品販売業を営む店舗（医薬化粧品、食料品、住・生活関連用品等）			
新設年月日	令和3年12月9日			
店舗面積	1,290 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,465 m ² 、1,500 m ² 、3,802 m ²			
用途地域 等	準住居地域、第一種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：B類型、規制基準：第2種			
駐車収容台数	53台（全体収容台数53台）（≧必要台数50台）			
	夜間駐車場の利用制限	-	制限後台数	-台
駐輪収容台数	40台			
荷さばき施設面積	35.0 m ²			
廃棄物等保管容量	6.88 m ³			
営業時間	24時間			
駐車場の利用時間	24時間			
駐車場の出入口の数	出入口 2箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	24時間			

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

姫路市の意見の有無	なし
姫路市の区域内に居住する者等の意見の有無	あり

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 50 台に対し、来客用駐車台数を 53 台確保する。

なお、従業員用は計画地外で確保する。

[指針式]

$$1.290 \text{ 千}^2 \times 1,348.40 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.6183 \approx 50 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.290 \text{ 千}^2 \times 1,348.40 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 81 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で各 81 台/h を各地域からの経路に配分する。

エリア	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
1	2,486	54.72	各 44
2	933	20.54	各 17
3	372	8.19	各 7
4	752	16.55	各 13
計	4,543	100.0	各 81

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

- 現況交通量調査〔交差点No.1：令和 2 年 9 月 13 日（日）、9 月 14 日（月）〕に、上記で算出した発生台数各 81 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点No.1 (大津真砂町) 平：17 時台 休：11 時台	0.438	0.350	0.450	0.368	
	0.260	0.273	0.333	0.337	北流入左直右
	0.455	0.353	0.455	0.353	東流入左直
	0.152	0.049	0.154	0.050	東流入右折
	0.376	0.098	0.403	0.121	南流入左直右
	<u>0.509</u>	<u>0.414</u>	<u>0.518</u>	<u>0.423</u>	西流入左直
	0.018	0.011	0.018	0.011	西流入右折

ウ 駐車場出入口への右折入庫の交通処理検討

- 現況交通量調査〔交差点No.1：令和2年9月13日（日）、9月14日（月）〕に、上記で算出した発生台数各81台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。
- 出入口の右折出入庫に係る遅れの指標は、平日休日共に「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

（主道路：国道250号・市道幹第37号線、従道路：出入口①・②）

開店後	入庫 国道→出入口No.1		出庫 出入口No.2→市道	
	平日 (17時台)	休日 (11時台)	平日 (17時台)	休日 (11時台)
	交通容量	1,710	1,704	594
実交通量	757	562	64	64
余裕交通容量	953	1,142	530	635
遅れの指標	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間		夜間	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A H= 4.5m	住宅	廃棄物収集作業音 (空調室外機)	55 dB (B類型)	44.1 dB	45 dB (B類型)	41.0 dB
B H= 1.5m	住宅	自動車走行音(20km/h) (自動車走行音(20km/h))		40.2 dB		37.2 dB
C H= 1.5m	住宅	自動車走行音(20km/h) (自動車走行音(20km/h))		40.0 dB		37.0 dB
D H= 1.5m	事業所	廃棄物収集作業音 (自動車走行音(20km/h))		49.6 dB		41.9 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載
→全ての点で、環境基準を下回っている。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a H= 4.3m	住宅	排気口	45 dB(第2種)	<u>36.9 dB</u>
b H= 1.5m	道路	自動車走行音(20km/h)		68.0 dB
c H= 1.5m	道路	自動車走行音(20km/h)		69.4 dB
d H= 1.5m	道路	搬出入車両走行音(10km/h)		70.2 dB
B H= 1.5m	住宅	搬出入車両走行音(10km/h)		47.7 dB
C H= 1.5m	住宅	自動車走行音(20km/h)		48.4 dB
D H= 1.5m	事業所	搬出入車両走行音(10km/h)		62.8 dB
D' H= 1.5m	住宅	搬出入車両走行音(10km/h)		49.9 dB
B H= 1.5m	住宅	搬出入車両走行音(5km/h)		<u>41.4 dB</u>
C H= 1.5m	住宅	自動車走行音(10km/h)		<u>43.4 dB</u>
D H= 1.5m	事業所	搬出入車両走行音(5km/h)		56.5 dB
D' H= 1.5m	住宅	搬出入車両走行音(5km/h)		<u>43.6 dB</u>

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

→b～d 及び B～D' で規制基準を上回っているが、来店車両を徐行運転（10km/h）及び搬出入車両を最徐行運転（5km/h）で再検討した結果、D以外の最寄りの住宅壁面では規制基準を下回る。しかし、Dについては規制基準を超えているが、事業所であるため大きな影響はないと考える。

これらのことより、周辺的生活環境に大きな影響はないと考える。

なお、徐行及び最徐行を促すため、来店車両には徐行の路面標示を行い、また、搬出入車両には最徐行の看板の設置及び搬出入業者への周知徹底を行う。

加えて、22時から6時までの搬出入時には、搬出入車両の後進警報ブザー音を消す。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

- 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。（廃棄物保管容量 6.88 m³ > 指針 6.01 m³）

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	2.68 m ³	6.01 m ³
金属製廃棄物等		0.09 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.08 m ³	
プラスチック製廃棄物等		2.58 m ³	
生ゴミ等		0.40 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.18 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ 繁忙日等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。
- ・ 駐車場内に、歩行者用通路を整備する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。
- ・ 駐車場内に照明設備を配置し、青少年のたまり場とならないよう配慮する。

③ 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ・ 「景観法」、「姫路市都市景観条例」、「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

< 必要緑化面積 >

$$\text{必要緑地面積} : 3,801.53 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建蔽率 } 70\%) \times 50\% \div 570.22 \text{ m}^2$$

< 計画緑化面積 >

$$295.05 \text{ m}^2 (\text{平面緑化}) + 280.69 \text{ m}^2 (\text{壁面緑化}) = 575.74 \text{ m}^2 > 570.22 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【姫路市】 ・ 意見なし	—	—

5 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【石飛 猛（姫路大津自治会長）】 店舗への西側出入口は、南大津小学校児童の通学路となっているため、下校時の児童の安全対策を徹底してほしい。</p>	<p>姫路大津自治会と調整し、下記の内容にて了承いただいております。また、その内容につきまして、自治会員様へ周知していただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生下校時の安全対策について、オープン時や繁忙時には交通誘導員を配置いたします。 ・出入口付近には構造物等は設置せず、出庫車両が歩行者を確認できるように視認角を確保します。 ・出入口付近には「自転車・歩行者注意」や「通学路」である旨の看板を設置し、注意喚起を行います。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に網干警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について</p> <p>(1) 出入口①については、交通誘導員を適宜配置して左折出庫を徹底し、駐車場の出入の影響で周辺交通に混雑が生じないように配慮されたい。</p> <p>(2) 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保されたい。</p>	<p>案内表示看板の設置について、網干警察署と調整済みです。</p> <p>開店時など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載することで、事前に情報提供を行います。</p> <p>常に左折出庫を徹底します。特に、開店から当分の間や繁忙日のほか、交通量が増加する時間帯等、周辺道路に影響が生じる際には状況に応じて、適宜、交通誘導員を配置して左折出庫を徹底し、周辺交通に混雑を生じさせることがないように配慮いたします。</p> <p>開店から当分の間や繁忙日など多くの来店車両が見込まれる際には交通誘導員を配置し、交通の安全確保に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>(3) 小中学校の通学路に面していることから、多くの来退店車両が見込まれる場合の交通誘導員の配置、通学時間帯を極力避けた荷さばき施設の利用等、通学時間帯における学童保護に配慮されたい。</p> <p>4 周辺交通の生活環境の保持について 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通処理等の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じられたい。</p>	<p>開店から当分の間や繁忙日など多くの来店車両が見込まれる際には交通誘導員を配置するとともに、通学時間帯を極力避けた荷さばき施設の利用とします。</p> <p>開店から当分の間、来店車両による周辺交通の影響について確認するとともに、周辺道路の交通流に変化が生じ、交通処理等の状況について問題が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】 姫路土木事務所所管の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行われたい。</p>	<p>道路法の手続きについて、事前に協議を行いました。</p>	<p>同上</p>
<p>【環境整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 ・ レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 ・ 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に姫路市に相談のうえ慎重に判断されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 ・ レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 ・ 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に姫路市に相談いたします。 	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水及び雨水排水計画にあつては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 ・ 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあつては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水及び雨水排水処理にあつては、下水道管理者と協議済みです。 ・ 適切な集水桝、浸透桝を配置しているほか、敷地内には緑地を設置し、雨水を地下に浸透させる配慮を行います。 	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水による被害を発生させる可能性の高まる開発行為を行う予定はありませんが、雨水の流出を抑制する対策として、敷地内には緑地を設置し、機能の維持管理に努めます。 	<p>同上</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 ・今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には緑地を設置し、雨水を地下に浸透させる配慮を行います。 ・敷地内には緑地を設置し、雨水を地下に浸透させる配慮を行います。 ・電気設備（キュービクル）は、屋上部に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元と十分に話し合った上で事業を展開されたい。 ・誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。延床面積 10,000 m²未満の物販店舗の場合は、施設の完成後に点検表に基づいてより簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&アドバイスを活用できるため、ぜひ検討いただきたい。 また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、地元との十分な話し合いを行うとともに、開店後に問題が発生した際には、誠意を持って対応いたします。 ・福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度の利用を検討します。 	<p>同上</p>

<p>・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p>	<p>・環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に基づき緑化を行います。</p> <p>また、建築物等緑化計画届は協議が整っております。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【景観形成室】</p> <p>本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>景観計画区域内の行為届出書及び屋外広告物条例について協議が整っております。</p>	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小中学校や自治会との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和3年3月31日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議： -)

名称	マルアイ広峰店、スギ薬局姫路広峰店		
所在地	姫路市広峰一丁目 806 番地 86		
設置者	株式会社マルアイ、スギホールディングス株式会社		
施設の用途（業態）	物品販売業を営む店舗（食料品等、医薬化粧品等）、 信用金庫ATM		
新設年月日	令和3年12月1日		
店舗面積	1,659 m ²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	2,285 m ² 、2,370 m ² 、6,716 m ²		
用途地域 等	第二種中高層住居専用地域		
騒音に係る基準	環境基準：A類型・B類型、規制基準：第2種		
駐車収容台数	89台（全体収容台数103台）（≧必要台数89台）		
	夜間駐車場の 利用制限	-	制限後台数 - 台
駐輪収容台数	47台		
荷さばき施設面積	64.0 m ²		
廃棄物等保管容量	16.1 m ³		
営業時間	株式会社マルアイ：午前9時から午後9時まで 株式会社スギ薬局：午前6時30分から午後9時30分まで		
駐車場の利用時間	午前6時から午後10時まで		
駐車場の出入口の数	出入口 2箇所		
荷さばき施設の利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
備考	大規模小売店舗ではないマルアイ広峰店（店舗面積982 m ² ：既存店舗）の隣地に、スギ薬局姫路広峰店（店舗面積677 m ² ）を増築することにより、店舗面積の合計が1,659 m ² になることから大規模小売店舗となる予定。なお、増築部分の店舗面積は677 m ² であり、1,000 m ² 以下であることから、大規模集客施設条例の手続きは不要。		

2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

姫路市の意見の有無	なし
姫路市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

既存店舗の実績及び増築店舗の指針に基づく必要台数の合計である 89 台に対し、来客用駐車台数を 89 台確保する。

その他、繁忙時用として 8 台、従業員用として 6 台の合計 103 台分確保する。

〔実績〕：既存店舗

「調査日の最大滞留台数（令和 2 年 11 月 2 日（月）：32 台、11 月 3 日（火・祝）：43 台）」に、「年間最繁忙日（令和元年 12 月 28 日（土））のレジ客数÷調査日のレジ客数」の比を掛ける。
 令和 2 年 11 月 2 日（月）：32 台×1.77=57 台、11 月 3 日（火・祝）：43 台×1.34=58 台
 よって、年間最繁忙日における最大滞留台数は 58 台である。

〔指針式〕：増築店舗

増築前：0.982 千㎡×1,360.72 人/千㎡・日×ピーク率 14.4%×分担率 65%
 ÷平均乗車人員 2.0 人/台×平均駐車時間係数 0.590 ≒37 台
 増築後：1.659 千㎡×1,333.64 人/千㎡・日×ピーク率 14.4%×分担率 65%
 ÷平均乗車人員 2.0 人/台×平均駐車時間係数 0.652 ≒68 台
 68 台-37 台=31 台

なお、併設施設の割合は当該小売店舗の面積の 2 割を超えない範囲であるため、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数の内数」として考える。

以上より、必要駐車台数は〔実績〕 + 〔指針〕 = 58+31 = 89 台

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

1.659 千㎡×1,333.64 人/千㎡・日×ピーク率 14.4%×分担率 65%÷平均乗車人員 2.0 人/台≒104 台

なお、現況交通量調査には、既存店舗であるマルアイ広峰店の来退店車両が含まれているが、安全側の検討として、上記指針の台数を全て上乗せして検討する。

○ 商圏（店舗を中心に半径 1.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で各 104 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	1,672	20.5	各 22
B	2,140	26.3	各 27
C	2,441	30.0	各 31
D	1,895	23.2	各 24
計	8,148	100.0	各 104

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

- 現況交通量調査〔交差点A・B：令和2年11月2日（月）、11月3日（火・祝）〕に、上記で算出した発生台数各104台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 姫路警察署と協議の上、過小評価とならないよう、北の姫路競馬場においてイベントが実施されている令和2年11月3日（火・祝）を調査日としている。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

（上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度）

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点A (城北新町) 平：17時台 休：10時台	0.416	0.349	0.460	0.391	
	0.014	0.032	0.014	0.032	西流入左直右
	<u>0.708</u>	<u>0.605</u>	<u>0.813</u>	<u>0.705</u>	東流入左直右
	0.188	0.260	0.216	0.292	北流入左直右
	0.402	0.342	0.432	0.369	南流入左直右
交差点B (城北公園前) 平：17時台 休：17時台	0.452	0.383	0.500	0.446	
	0.412	0.328	0.533	0.446	西流入左直右
	0.458	0.324	0.458	0.324	東流入左直右
	0.293	0.273	0.293	0.273	北流入左直
	0.102	0.079	0.157	0.128	北流入右折
	<u>0.547</u>	<u>0.500</u>	<u>0.589</u>	<u>0.542</u>	南流入左直
	0.068	0.048	0.068	0.048	南流入右折

ウ 駐車場出入口への右折出入庫の交通処理検討

- 現況交通量調査〔交差点A：令和2年11月2日（月）、11月3日（火・祝）〕に、上記で算出した発生台数各104台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。
- 出入口の右折出入庫に係る遅れの指標は、平日休日共に「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

（主道路：市道城北6号線、従道路：出入口①・②）

開店後	入庫 市道→出入口①		出庫 出入口②→市道	
	平日 (17時台)	休日 (10時台)	平日 (17時台)	休日 (10時台)
	交通容量	896	926	344
実交通量	46	46	58	58
余裕交通容量	850	880	286	294
遅れの指標	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間		夜間	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A H= 1.2m	住宅	大型車両走行音 (キュービクル)	55 dB (A類型)	49 dB	45 dB (A類型)	35 dB
B H= 1.2m	歯科医院	大型車両走行音 (冷凍機室外機)	55 dB (B類型)	47 dB	45 dB (B類型)	30 dB
C H= 4.2m	住宅	空調機室外機 (冷凍機室外機)		34 dB		24 dB
D H= 1.2m	未利用地	廃棄物収集作業 (冷凍機室外機)	55 dB (A類型)	51 dB	45 dB (A類型)	35 dB
E H= 4.2m	住宅	排気口 (冷凍機室外機)		43 dB		18 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載
→全ての点で、環境基準を下回っている。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a H= 1.2m	住宅	キュービクル	45 dB(第2種)	41 dB
b H= 1.2m	未利用地	冷凍機室外機		30 dB

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載
→全ての点で、規制基準を下回っている。

このことより、周辺の生活環境に大きな影響はないと考える。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○ 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 16.10 m³ > 指針 7.72m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	3.45 m ³	7.72 m ³
金属製廃棄物等		0.12 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.10 m ³	
プラスチック製廃棄物等		3.30 m ³	
生ゴミ等		0.51 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.24 m ³	

○ リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ 繁忙日等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。
- ・ 駐車場内に、歩行者用通路を整備する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 営業時間外は出入口を施錠し、店舗関係者以外の立入りを防止する。
- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。
- ・ 駐車場内に照明設備を配置し、青少年のたまり場とならないよう配慮する。

③ 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ・ 「景観法」、「姫路市都市景観条例」、「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{必要緑地面積} : 6716 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建蔽率 } 60\%) \times 50\% \div 1,343.20 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$\text{A棟} : 438.21 \text{ m}^2 (\text{平面緑化}) + 520.00 \text{ m}^2 (\text{屋上緑化}) = 958.21 \text{ m}^2$$

$$\text{B棟} : 198.13 \text{ m}^2 (\text{平面緑化}) + 200.00 \text{ m}^2 (\text{屋上緑化}) = 398.13 \text{ m}^2$$

$$958.21 + 398.13 = 1,356.34 \text{ m}^2 > 1,343.20 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【姫路市】 ・ 意見なし	—	—

5 法第8条第2項の規定により姫路市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
・ 意見なし		—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に姫路警察署長と調整されたい。 2 来退店経路について チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保するとともに、周辺交通の状況によっては必要に応じて交通誘導員を適宜配置されたい。	出入口を明示する案内誘導看板の設置位置を事前に姫路警察署と調整し、設置します。 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように徹底します。 開店から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保し、周辺交通の状況に応じて交通誘導員を適宜配置します。	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>4 周辺地域の生活環境の保持について 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通処理等の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じられたい。</p>	<p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認し、交通処理等の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合農政課】 施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いよう配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いよう配慮します。 また、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、原因を確認し、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	<p>同上</p>
<p>【農地調整課】 計画区域内に農地が存している場合、事前に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく手続が必要となる。このため、事前に姫路市農業委員会まで協議されたい。 また、施設整備にあたっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、留意されたい。</p>	<p>計画区域内に農地はございません。 また、施設整備において、周辺の内の営農に支障をきたさないよう努めます。</p>	<p>同上</p>
<p>【環境整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に姫路市に相談のうえ慎重に判断されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に姫路市に相談のうえ判断します。 	<p>同上</p>
<p>【下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水及び雨水排水計画にあつては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 ・県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水及び雨水排水計画にあつては、市（下水道管理者）と事前に調整済です。 ・透水性舗装等の施設の設置はございませんが、緑地の設置により、雨水流出の軽減に努めます。 	<p>同上</p>

<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該計画は浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為には該当いたしません。 敷地内の緑地部等において、地下に浸透させるよう努めます。 当該計画は大規模な建物又は工作物に該当いたしません。 室外機は屋上に設置することで雨水流入の防止対策としています。キュービクルは地上設置を予定しておりますが、床を少しでも高くし、雨水流入をできる限り防止するよう配慮しております。また、耐水機能の維持に努めます。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元と十分に話し合った上で事業を展開されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。延床面積 10,000 ㎡未満の物販店舗の場合は、施設の完成後に点検表に基づいてより簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&アドバイスを活用できるため、検討いただきたい。 また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元と十分に話し合った上で事業を展開します。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用し、施設完成後に点検を行うよう努めます。 また、点検表の基準を一定満たす場合には、都市政策班福祉のまちづくり担当まで連絡します。 	<p>同上</p>

<p>・環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000㎡以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000㎡以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p>	<p>・環境の保全と創造に関する条例の施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物及び敷地内の緑化を計画しています。</p> <p>また、今回の新設建物については建築面積が1,000㎡以下で計画しているため、届出は不要となります。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【景観形成室】</p> <p>本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>適用される各法令に基づく基準等を遵守し、申請等必要な手続を適切に行います。</p>	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

<p>県の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 4 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。